

## 使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準

令和7年2月 大野市

## 目次

### 第1 基本的な考え方

- 1 本基準について ..... 1
- 2 使用料・手数料の設定における基本方針 ..... 1
- 3 対象施設及び対象手数料 ..... 1

### 第2 使用料の算定

- 1 使用料の積算 ..... 2
- 2 使用料の算定方法 ..... 6

### 第3 手数料の算定

- 1 手数料の積算 ..... 7

### 第4 使用料・手数料の減免制度

- 1 使用料の減額・免除基準 ..... 8
- 2 手数料の免除基準 ..... 9

### 第5 その他

- 1 激変緩和措置 ..... 9
- 2 近隣自治体や民間との均衡について ..... 9
- 3 料金設定時の端数の取扱い ..... 9
- 4 指定管理者制度導入施設等における使用料の考え方 ..... 9
- 5 定期的な使用料等の見直し ..... 10

- 別表1 施設及び負担割合一覧 ..... 11

- 別表2 手数料一覧 ..... 14

## 第1 基本的な考え方

### 1 本基準について

市は、著しい社会情勢の変化や厳しい財政状況の中にあっても、市民の福祉の向上のため、市政運営の効率化を図るとともに、時代に即した良質な公共サービスを提供する必要があります。

公共サービスに係る料金については、地方自治法第225条及び227条に基づき、条例で使用料・手数料の額を定め、利用する市民と利用しない市民との間に不均衡が生じないよう、公共サービスの対価として利用者負担を求めています。

本市では、大野市公共施設等総合管理計画において、施設の管理に関する取組方針を定めており、施設使用料について、「トータルコストを考慮した上で受益と負担のバランスが保たれているかを検証し、見直しを図る」としています。今回、利用者負担の適正化を図るうえで、手数料についても見直しの対象として設定基準を設け、適正な使用料・手数料を設定することを目的とします。

なお、今後も本基準に基づき、定期的な見直しを進め、より効率的で持続可能な公共サービスの提供を可能とするよう図っていきます。

### 2 使用料・手数料の設定における基本方針

公共サービスの提供原価に対して、利用者の負担割合を決定した上で定めるものとします。また、使用料（越前大野城設置条例等に規定する入館料及び大野市文化芸術交流施設設置条例に規定する観覧料を含む、以下同じ）・手数料の新規設定については本基準に基づいて算出し、最終的には他市類似施設の料金、機能、規模等を比較し、決定するものとします。

なお、利用者が適正な料金で利用できることが望ましいため、コスト削減や利用促進を図っていくことを前提とします。

### 3 対象施設及び対象手数料

本基準の対象施設は、条例で使用料の額が定められている施設のうち、廃止を予定しているもの及び審議会等でその使用料の額について審議されているものを除いた、別表1に示す施設とします。

また、対象手数料については、条例でその額が定められている手数料のうち、サービス提供の統一的な取扱いを図らなければならないために全国的に利用者負担の基準が定められているもの（※参考例）及びこの基準になじまないものを除いた、別表2に示す手数料とします。

<※参考例>「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして定められている事務

- ・戸籍法の規定に基づく戸籍謄本・抄本等の交付
- ・消防法関連（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務など）
- ・道路運送車両法の規定に基づく臨時運行の許可に関する事務 など

## 第2 使用料の算定

### 1 使用料の積算

使用料の積算は次に掲げるとおりとします。

$$\text{使用料} = \text{原価（1件あたり）} \times \text{負担割合}$$

#### (1) 原価の内訳

利用者に使用料の負担を求めるためには、算定の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。

原価に算入する費用は大きく分けて「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の2つがあり、それぞれの費用内訳は次に掲げるとおりです。

表1 使用料の原価

|         |     |          |                                                                                                                                                                |
|---------|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人にかかる費用 | 人件費 | 報酬       | 職員（会計年度任用職員を含む）の就労に対する対価として要する経費                                                                                                                               |
|         |     | 給料       |                                                                                                                                                                |
|         |     | 共済費      |                                                                                                                                                                |
|         |     | 職員手当等    |                                                                                                                                                                |
| 物にかかる費用 | 物件費 | 消耗品費     | サービス提供や施設を維持管理するための経費や施設の修繕等に要する経費<br>※予約システムやP Cにかかる経費も算入する<br>※備品購入費については減価償却費分を算入する（購入価格÷耐用年数）<br>※修繕料については100万円以上の大規模修繕を含まない<br>※建設費については、減価償却費分（定額法）を算入する |
|         |     | 燃料費      |                                                                                                                                                                |
|         |     | 印刷製本費    |                                                                                                                                                                |
|         |     | 光熱水費     |                                                                                                                                                                |
|         |     | 通信運搬費    |                                                                                                                                                                |
|         |     | 手数料      |                                                                                                                                                                |
|         |     | 各種保険料    |                                                                                                                                                                |
|         |     | 委託料      |                                                                                                                                                                |
|         |     | 使用料及び賃借料 |                                                                                                                                                                |
|         |     | 修繕料      |                                                                                                                                                                |
|         |     | 備品購入費    |                                                                                                                                                                |
|         |     | 建設費      |                                                                                                                                                                |

## (2) 原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、過去 3 年間の平均値とします。ただし、施設の一時的な閉鎖等特別な理由がある場合にはこの限りではありません。なお、原価は税抜きで算定するものとします。

### ア 人件費の算定

サービスの提供および施設の維持管理業務に従事する職員数（直営施設及び指定管理の場合の施設所管課担当者を含む）で算定するものとし、1 人の職員が原価に算定しない他の業務などにも従事する場合は、年間勤務時間に対するサービスの提供に要した時間の割合で算定します。（小数点第 1 位まで）

例：正職員 1.5 人分と会計年度任用職員 1 名分

### イ 物件費の算定

サービスの提供および施設の維持管理にかかる人件費以外の経費を算入しますが、事務所及びトイレ等の共用部分に要する費用についても原価として算入するものとします。ただし、以下の費用については算入しないものとします。

○土地の取得に要した費用

○災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用

○イベントに要した費用など特定の受益者にのみ発生した費用

## (3) 負担割合（受益に応じた負担割合）

施設の分類については、大野市公共施設等総合管理計画（大野市公共施設再編計画編）において、「必需的公共的施設」、「準必需的公共的施設」、「選択的市場的施設」の 3 つに分類されていますが、使用料の算定においては、サービスの性質によって細分化し、受益者と市（公費）の受益者負担割合を設定します。

サービスの性質（公共性の強弱）は、「市場性（3 段階）」と「必需性（3 段階）」の 2 つの視点により 9 段階に区分します。

表 2 負担割合区分

|      |   | 表 2 負担割合区分             |                       |                       |
|------|---|------------------------|-----------------------|-----------------------|
|      |   | A-3                    | A-2                   | A-1                   |
| 非市場的 | A | 受益者負担割合<br>50%         | 受益者負担割合<br>25%        | 受益者負担割合<br>0%         |
| 中間的  | B | B-3<br>受益者負担割合<br>75%  | B-2<br>受益者負担割合<br>50% | B-1<br>受益者負担割合<br>25% |
| 市場的  | C | C-3<br>受益者負担割合<br>100% | C-2<br>受益者負担割合<br>75% | C-1<br>受益者負担割合<br>50% |
|      |   | 3                      | 2                     | 1                     |
|      |   | 選択的                    | 準必需的                  | 必需的                   |

市場性、必需性による考え方は次のとおりです。

表 3 市場性

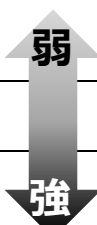
| 区 分 |      | 市場性<br>の強弱                                                                        | 性 質                                                                                                                    |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A   | 非市場的 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間に同種や類似するサービスの提供事例がない施設</li> <li>・収益性がない（極めて低い）ため、民間による提供が困難な施設</li> </ul>    |
| B   | 中間的  |                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性が一定程度あり、民間事業者による提供が期待できる施設</li> </ul>                                       |
| C   | 市場的  |                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間に同種や類似するサービスを提供している事例がある施設</li> <li>・収益性が高く、すでに行政と民間の競合が成り立っている施設</li> </ul> |

表 4 必需性

| 区分         | 3                                                                                                                                  | 2                                                                           | 1                                                                                                                                                                |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 選択的                                                                                                                                | 準必需的                                                                        | 必需的                                                                                                                                                              |
| 必需性の<br>強弱 |                                                  |                                                                             |                                                                                                                                                                  |
| 性 質        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好により選択的に利用する施設</li> <li>・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代と関係なく、広く市民に必要とされる施設</li> <li>・ライフステージに応じて、ほとんどの市民に必要とされる施設</li> <li>・安心、安全な社会を形成するため、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設</li> </ul> |

#### (4) 各施設の負担割合区分

「別表 1 施設及び負担割合一覧」に示す負担割合とします。

#### (5) 市外料金の設定（負担割合区分対象外）

市外料金は、本市の市民が優先的にその恩恵を受けるべき場合において導入できるものとします。

なお、設定する場合は 1.5 倍を基本とします。

#### (6) 目的外（営利目的等）の利用にかかる使用料の設定（負担割合区分対象外）

施設の設置目的に沿わない目的外利用における料金は、民間の類似施設や近隣市の類似施設との均衡を考慮して設定するものとします。

(7) 利用時間帯による使用料の設定

原則として 1 時間あたりの料金設定としますが、特別な理由があり、昼間・夜間、平日・祝祭日などの利用時間帯等による料金格差を設定する場合は、受益者負担割合に適合する範囲内で適切に設定するものとします。

(8) 冷暖房使用料の設定

冷暖房は利用者の意向により使用され、季節により使用の有無があるため、冷暖房使用料を別途設定できるものとし、この場合は使用料算定の際の原価から冷暖房使用にかかる経費を除いて算定するものとします。

(9) 消費税及び地方消費税との関係について

国からの通知では、消費税率が引き上げとなる場合は、消費税及び地方消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公の施設の使用料を改定することが望ましいとされています。（平成 31 年 4 月 18 日総務省通知）。原価の算出は税抜きで行うこととしますが、使用料の算定時には税率を踏まえ、消費税相当額を含んだ料金となるようにします。

## 2 使用料等の算定方法

### (1) 1 室あたりの原価から使用料を算定する【貸館など】

- ① 1 m<sup>2</sup>あたりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
- ② 1 m<sup>2</sup>あたりの時間原価 = ① 1 m<sup>2</sup>あたりの年間原価 ÷ 年間開館時間
- ③ 1 室あたりの原価 = ② 1 m<sup>2</sup>あたりの時間原価 × 面積 × 利用時間
- ④ 1 室あたりの使用料 = ③ 1 室あたりの原価 × 施設の負担割合 × 消費税相当額

【具体例】以下のような施設において会議室 A を 1 時間利用する場合の使用料

|                      | 会議室 A | 会議室 B | 事務所 | トイレ・廊下<br>等共用部 | 延床面積 |
|----------------------|-------|-------|-----|----------------|------|
| 面積 (m <sup>2</sup> ) | 200   | 100   | 50  | 50             | 400  |

※施設全体の年間原価：2,000,000 円

※年間開館時間：2,000 時間

※施設負担割合：50%

※貸出面積の合計（共用部含む）：400 m<sup>2</sup>

- ① 1 m<sup>2</sup>あたりの年間原価 = 2,000,000 円 ÷ 400 m<sup>2</sup> = 5,000 円
- ② 1 m<sup>2</sup>あたりの時間原価 = 5,000 円 ÷ 2,000 時間 = 2.5 円
- ③ 1 室あたりの原価 = 2.5 円 × 200 m<sup>2</sup> × 1 時間 = 500 円
- ④ 1 室あたりの使用料 = 500 円 × 50% × 1.1(消費税分) = 275 円 ≒ 300 円

### (2) 1 人あたりの原価から使用料を算定する【個人利用施設など】

- ① 1 人あたりの年間原価 = 原価 ÷ 年間目標利用者数
- ② 1 人あたりの使用料 = ① 1 人あたりの年間原価 × 負担割合 × 消費税相当額

【具体例】博物館等（個人利用施設）の使用料

※施設全体の年間原価：2,500,000 円

※年間目標利用者数：2,000 人

※施設負担割合：50%

- ① 1 人あたりの年間原価 = 2,500,000 円 ÷ 2,000 人 = 1,250 円
- ② 1 人あたりの使用料 = 1,250 円 × 50% × 1.1(消費税分) = 687 円 ≒ 700 円

### 第3 手数料の算定

#### 1 手数料の積算

手数料の積算は次に掲げるとおりとします。

$$\text{手数料} = \text{原価（1件あたり）} \times \text{負担割合（原則 100\%）}$$

##### (1) 原価の内訳

原価に算入する費用は「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の2つであり、それぞれの費用内訳は次に掲げるとおりです。

表5 手数料の原価

|         |     |          |                                                                               |
|---------|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 人にかかる費用 | 人件費 | 報酬       | 当該サービス提供に専ら要した人にかかる経費<br>時間単価×1件当たりの平均処理時間<br>平均処理時間は受付～調査～処理～交付までの時間の<br>平均値 |
|         |     | 給料       |                                                                               |
|         |     | 共済費      |                                                                               |
|         |     | 職員手当等    |                                                                               |
| 物にかかる費用 | 物件費 | 消耗品費     | サービス提供するために要した経費<br>時間単価×1件当たりの平均処理時間<br>※各種システムやP Cにかかる経費も算入する               |
|         |     | 印刷製本費    |                                                                               |
|         |     | 光熱水費     |                                                                               |
|         |     | 通信運搬費    |                                                                               |
|         |     | 委託料      |                                                                               |
|         |     | 使用料及び賃借料 |                                                                               |

※上記以外にも役務を提供するために必要なものがあれば経費の対象とします。

※原価を算定する基礎数値は、過去3年間の平均値とします。

※原価について、消費税が課税となる手数料は税抜きで算定し、非課税となる手数料は税込みで算定します。

##### (2) 負担割合

手数料は「特定の者のためにするもの」であることから、受益者がその役務の提供に要した経費全額を負担することを原則とします。ただし、政策的な配慮や近隣市での類似の手数料との均衡を考慮し、サービスごとに負担割合を設定できるものとします。

##### (3) 消費税及び地方消費税との関係について

手数料の算定時には税率を踏まえ、消費税相当額を含んだ料金となるようにします。ただし、非課税の手数料についてはこの調整を行わないこととします。

【具体例】証明書等の発行手数料

※年間原価：2,000,000 円

(当該サービスに関与する人件費 1,500,000 円、物件費 500,000 円)

① 1 日あたりの原価 = 2,000,000 円 ÷ 250 日 = 8,000 円

② 1 時間あたりの原価 = ① ÷ 8 時間 = 1,000 円

③ 1 分あたりの原価 = ② ÷ 60 分 = 16.6 円

④ 1 件あたりの平均処理時間 30 分 (受付 5 分、調査 20 分、処理・発行 5 分)

③ × 30 分 = 498 円【非課税】

※課税手数料の場合、これに 1.1 (消費税分) を乗じる

#### 第 4 使用料・手数料の減免制度

##### 1 使用料の減額・免除基準

減額・免除制度は、教育文化の振興や社会的弱者への配慮といった政策的特例措置であるため、受益と負担の公平を十分に考慮し、公共性の度合いや負担能力等から真にやむを得ないものに限定していきます。使用料（入館料・観覧料を含まない）の減免基準は、大野市公共施設使用料減免規則及び大野市公共施設使用料減免要綱で定めており、以下のようになっています。

表 6 現在の減免区分

| 区 分                               |                                                        | 減額率    |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------|--------|
| ①                                 | 市又は大野・勝山地区広域行政事務組合が主催又は共催する事業等に使用するとき                  | 100%免除 |
| ②                                 | 市又は大野・勝山地区広域行政事務組合が設置する委員会又は附属機関がその目的のために主催する事業に使用するとき | 100%免除 |
| ③                                 | 市長が別に定める公共的団体がその目的のために施設を使用するとき                        | 100%免除 |
| ④                                 | 高校生以下の者が使用するときであって、別に定めがない場合                           | 75%減額  |
| ⑤                                 | 国又は他の地方公共団体が主催する事業等に使用するとき                             | 50%減額  |
| ⑥                                 | 市長が別に定める公共的団体がその目的のために施設を使用するとき                        | 50%減額  |
| ※営利を目的として利用する場合は①から⑥までの規定は適用しません。 |                                                        |        |

具体的には、③及び⑥について真に必要な団体のみとなるよう、段階的に縮小していくとともに、④については市内に住所を有する又は市内に在学する高校生以下に限定するものとします。

なお、入館料・観覧料については、それぞれの施設の設置条例及び規則において減免基準を定めていますが、この場合にも真にやむを得ないものに限定していくこととします。

## 2 手数料の免除基準

受益者負担の原則という観点から、免除規定については特例的な措置であることを十分認識し、真にやむを得ないものに限定していくこととします。

適用にあたっては、公務に関わるもの、市民の多くがやむを得ないと判断される場合に限り手数料を免除できるものとしします。

## 第5 その他

### 1 激変緩和措置

使用料・手数料の改定は市民生活に直結しており、急激な負担増加は避けなければなりません。現行の使用料・手数料の額の 1.3 倍を改定上限とし、定期的な検証結果を踏まえて段階的に見直しを実施することとします。ただし、端数処理の際に上限を超えてしまう場合についてはこの限りではありません。

また、見直しの結果、現行の使用料・手数料より低額となる場合で、改定により民業を圧迫する恐れがあるときなどは、現行使用料等の額に据え置くことも可能とします。

### 2 近隣自治体や民間との均衡について

料金設定に当たっては、1 を改定の基本としますが、近隣自治体等の類似施設と比較して均衡がとれない場合には、これらを考慮した料金設定とします。

### 3 料金設定時の端数の取扱い

サービス利用者の利便性及び窓口の事務効率性を考慮し、料金の単位は原則として 50 円単位とし、算定の結果 50 円未満の端数が生じた場合は 50 円に、50 円を超えて 99 円までの端数が生じた場合は 100 円単位に切り上げることとします。

### 4 指定管理者制度導入施設等における使用料の考え方

指定管理者制度を導入している施設においては、本基準により見直しを行うのは「条例に規定する利用料金の上限額」となります。そのため、見直しにあたっては指定管理期間や指定管理料への影響を考慮し、指定管理者と協議を行うこととします。

なお、指定管理者制度導入施設の原価は、次の 2 つを合算したものとします。

#### (ア) 指定管理者が施設の管理運営のために支出する費用

人件費、物件費等の合計

※発生する収入が指定管理者に帰属する自主事業分を除く

#### (イ) 市が支出する費用

施設担当職員の人件費

当該施設にかかる物件費（指定管理料を除く）

## 5 定期的な使用料等の見直し

刻々と変化する社会情勢、利用者ニーズや施設の維持管理に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の料金が適正か否かの見直しを、原則 5 年ごとに行うこととします。ただし、急激な経済環境の変化により、早急な見直しが必要な時はこの限りではありません。

別表 1 施設及び負担割合一覧

| No | 条例                         | 施設名               | 担当課 | 設備              | 負担割合区分 | 管理体制 |
|----|----------------------------|-------------------|-----|-----------------|--------|------|
| 1  | 大野市和泉情報通信施設の設置及び管理運営に関する条例 | 和泉情報通信施設          | 総務  | ケーブルテレビ         | B-1    | 直営   |
| 2  | 大野市庁舎市民ホールの利用に関する条例        | 庁舎市民ホール           | 財政  | 市民ホール           | B-3    | 直営   |
| 3  | 多田記念大野有終会館設置条例             | 多田記念大野有終会館        | 財政  | 会議室・多目的ホール等     | B-3    | 直営   |
| 4  | 大野市公民館設置条例                 | 全公民館              | 地文  | 洋室・和室・料理教室・音楽室等 | A-2    | 直営   |
| 5  | 大野市ふるさと自然の家設置条例            | 大野市ふるさと自然の家       | 地文  | 会議室・木工室・多目的室    | A-2    | 直営   |
| 6  | 大野市和泉地域交流センター設置条例          | 和泉地域交流センター        | 住民  | 会議室・ホール・調理室     | A-2    | 直営   |
| 7  | 大野市文化芸術交流施設設置条例            | COCONO アートプレイス    | 地文  | 美術品等の観覧         | A-2    | 直営   |
| 8  | 大野市営葬斎場設置及び管理条例            | 大野市営葬斎場           | 市民  | 葬斎場             | B-1    | 直営   |
| 9  | 大野市健康保養施設設置条例              | あっ宝んど             | 健長  | 温浴施設・プール等       | C-3    | 指定管  |
| 10 | 大野市体育施設設置条例                | 真名川憩いの島           | スポ  | グラウンド・広場・野球場等   | B-2    | 指定管  |
|    |                            | 明治公園テニスコート        | スポ  | テニスコート          | B-2    | 直営   |
|    |                            | 大野市ゲートボール場        | スポ  | ゲートボール場         | B-2    | 指定管  |
|    |                            | 奥越ふれあい公園多目的広場照明設備 | 建整  | 照明設備            | C-3    | 直営   |
| 11 | 大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例       | エキサイト広場総合体育施設     | スポ  | 体育館・相撲場・剣道場等    | B-2    | 直営   |
| 12 | 大野市上大納スポーツランド設置条例          | DAINOU スポーツランド    | スポ  | クロスカントリーコース     | B-2    | 直営   |

|    |                          |                  |    |                           |     |     |
|----|--------------------------|------------------|----|---------------------------|-----|-----|
| 13 | 大野市 B & G 海洋センター設置<br>条例 | B & G 海洋センター     | スポ | 体育館・プー<br>ル・トレーニング<br>ルーム | B-2 | 直営  |
| 14 | 大野市立学校体育施設の開放に<br>関する条例  | 小中学校体育館          | スポ | 体育館・運動<br>場等              | B-2 | 直営  |
| 15 | 大野市都市公園条例                | 都市公園             | 建整 | 占用利用                      | C-3 | 直営  |
| 16 | 本願清水イトヨの里設置条例            | 本願清水イトヨの里        | 環水 | 学習施設への<br>入館              | A-2 | 直営  |
| 17 | 大野市水に関する学習研究施設<br>設置条例   | 越前おおの水のがっこ<br>う  | 環水 | 使用料の設定<br>なし（学習研<br>究施設）  | A-2 | 直営  |
| 18 | 大野市職業訓練センター設置条<br>例      | 職業訓練センター         | 産政 | 会議室・研修<br>室等              | B-3 | 直営  |
| 19 | 大野市道の駅九頭竜設置条例            | 和泉ふれあい会館         | 産政 | ホール・会議室                   | C-3 | 指定管 |
|    |                          | 観光物産展示センタ<br>ー   | 産政 | コインロッカー                   | C-3 | 指定管 |
| 20 | 大野市道の駅越前おおの荒島の<br>郷設置条例  | 道の駅越前おおの荒<br>島の郷 | 産政 | 文化伝承室・<br>RVパーク           | C-3 | 指定管 |
| 21 | 大野勤労者体育施設設置条例            | サン・スポーツランド       | 観交 | テニスコート・グ<br>ラウンド          | C-3 | 直営  |
| 22 | 大野市ファミリーリゾート休養施設<br>設置条例 | うらら館             | 観交 | 温浴施設・研<br>修室              | C-3 | 直営  |
| 23 | 大野市麻那姫湖青少年旅行村<br>設置条例    | 麻那姫湖青少年旅<br>行村   | 観交 | バンガロー・テン<br>トサイト等         | C-3 | 指定管 |
| 24 | 大野市まちなか観光拠点施設設<br>置条例    | 平成大野屋            | 観交 | 多目的ホール・<br>特殊器具等          | C-3 | 指定管 |
| 25 | 大野市九頭竜保養の里設置条例           | フレアール和泉          | 観交 | 宿泊施設                      | C-3 | 指定管 |
|    |                          | 平成の湯             | 観交 | 温浴施設                      | C-3 | 指定管 |
| 26 | 大野市国民休養地設置条例             | パークホテル九頭竜        | 観交 | 宿泊施設                      | C-3 | 指定管 |
|    |                          | 九頭竜スキー場          | 観交 | スキーリフト                    | C-3 | 指定管 |
| 27 | 大野市和泉前坂家族旅行村設<br>置条例     | 和泉前坂家族旅行<br>村    | 観交 | キャンプ場・ログ<br>ケビン等          | C-3 | 指定管 |
| 28 | 越前おおの結ステーション設置条<br>例     | 越前おおの結楽座         | 観交 | 販売スペース                    | C-3 | 指定管 |
| 29 | 大野市城下町東広場設置条例            | 城下町東広場           | 観交 | 交流スペース                    | C-3 | 直営  |

|    |                     |              |     |          |     |     |
|----|---------------------|--------------|-----|----------|-----|-----|
| 30 | 大野市化石発掘体験センター設置条例   | 化石発掘体験場      | 観交  | 化石発掘体験   | B-2 | 直営  |
| 31 | 越前大野城設置条例           | 越前大野城        | 観交  | 施設への入館   | B-2 | 直営  |
| 32 | 武家屋敷旧内山家設置条例        | 武家屋敷旧内山家     | 観交  | 施設への入館   | B-2 | 直営  |
| 33 | 武家屋敷旧田村家設置条例        | 武家屋敷旧田村家     | 観交  | 施設への入館   | B-2 | 直営  |
| 34 | 和泉郷土資料館設置条例         | 和泉郷土資料館      | 観交  | 施設への入館   | B-2 | 直営  |
| 35 | 大野市中山間地域農村活性化施設設置条例 | スターランドさかだに   | 農林  | 会議室・研修室等 | C-3 | 直営  |
| 36 | 大野市特用林産物生産・加工施設設置条例 | 特用林産物生産・加工施設 | 農林  | 生産加工施設等  | C-3 | 指定管 |
| 37 | 大野市立学校施設の利用に関する条例   | 市立学校施設       | 教総  | 教室・特別教室  | B-2 | 直営  |
| 38 | 大野市青少年教育センター設置条例    | 青少年教育センター    | 教総  | 体育館・研修室等 | B-2 | 直営  |
| 39 | 大野市生涯学習センター設置条例     | 生涯学習センター     | 生涯  | 団体室      | B-2 | 直営  |
| 40 | 大野市自然体験活動施設設置条例     | 六呂師自然楽舎      | 生涯  | 体育館・運動場等 | B-2 | 直営  |
| 41 | 大野市博物館設置条例          | 歴史博物館        | 生涯  | 博物館への入館  | A-2 | 直営  |
|    |                     | 民俗資料館        | 生涯  | 博物館への入館  | A-2 | 直営  |
| 42 | 大野市児童館設置条例          | 5 児童センター     | こども | 洋室・和室    | A-3 | 直営  |

※「設備」とは、当該施設において使用料の対象となる部屋・設備・行為等のことをいいます。

別表 2 手数料一覧

| No | 条例                     | 担当課       | 種別                  |
|----|------------------------|-----------|---------------------|
| 1  | 大野市手数料条例               | 総務        | 住民票等の発行手数料          |
|    |                        |           | 住民票等の閲覧手数料          |
|    |                        |           | 公文書等の謄写手数料          |
| 2  | 大野市債権管理条例              | 税務        | 督促手数料               |
| 3  | 大野市税賦課徴収条例             | 税務        | 督促手数料               |
| 4  | 大野市介護保険条例              | 健長        | 督促手数料               |
| 5  | 大野市後期高齢者医療に関する条例       | 市民        | 督促手数料               |
| 6  | 大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例 | 健長        | 診断書・証明書交付手数料        |
| 7  | 大野市和泉診療所設置条例           | 健長        | 診断書・証明書交付手数料        |
| 8  | 大野市狂犬病の予防に関する条例        | 市民        | 犬の登録手数料             |
|    |                        |           | 犬の鑑札の再交付手数料         |
|    |                        |           | 狂犬病予防注射済票交付手数料      |
|    |                        |           | 狂犬病予防注射済票再交付手数料     |
| 9  | 大野市屋外広告物条例             | 交まち       | 広告物の許可手数料           |
| 10 | 大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例    | 環水<br>上下水 | 一般廃棄物処理業許可及び更新申請手数料 |
|    |                        |           | 浄化槽清掃業許可及び更新申請手数料   |
|    |                        |           | し尿くみ取手数料            |
|    |                        |           | し尿及び浄化槽汚泥処理手数料      |
| 11 | 大野市公共下水道条例             | 上下水       | 排水設備指定工事店指定手数料      |
| 12 | 大野市水道給水条例              | 上下水       | 督促手数料               |
|    |                        |           | 指定給水装置工事事業者指定手数料    |
|    |                        |           | 設計審査手数料             |
|    |                        |           | 工事検査手数料             |
|    |                        |           | 再開栓手数料              |
|    |                        |           | 材料検査手数料             |
|    |                        |           | 各種証明書交付手数料          |
| 13 | 大野市六呂師堆肥センター設置条例       | 農林        | 一般廃棄物及び有機物資源処理手数料   |
| 14 | 大野市消防手数料条例             | 消総        | 各種証明書の交付手数料         |